

インベナジー・ウインド合同会社「（仮称）せたな松岡風力発電事業に係る計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和4年7月21日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）せたな松岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、インベナジー・ウインド合同会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：北海道久遠郡せたな町
- ・原動力の種類：風力（陸上）
- ・出 力：最大195,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 4月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 7月 8日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年 7月21日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）

インベナジー・ウインド合同会社「(仮称) せたな松岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響を適切に把握した上で、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対する調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)に加え、専門家等からの助言及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の方向から風車の影響を受ける可能性のある複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び上水道等の取水地点、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中的土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、集水域も含めて土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中的土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環

境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオオワシ、クマタカ等の生息が確認されており、想定区域周辺の他事業の風力発電設備ではオオワシ及びクマタカのバードストライクが確認されていることから、本事業においても風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、他事業における衝突事故に関する知見や専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 2 回～第 5 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサ・ブナ群団等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行うこと。また、その

結果を踏まえ、既存道路等を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。